

村上市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 26 年 00 月

村上市

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画作成時期.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境.....	5
1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	9
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	10
4 ニーズ調査の結果概要.....	14
5 村上市の子ども・子育て支援の課題.....	24
第3章 基本的な考え方.....	28
1 目的.....	28
2 基本理念.....	28
3 基本的な視点.....	29
4 施策体系.....	30
第4章 教育・保育提供区域の設定.....	31
1 教育・保育提供区域の考え方.....	31
2 教育・保育提供区域の設定.....	32
第5章 教育・保育施設の充実.....	34
1 量の見込み.....	34
2 提供体制の確保と実施時期.....	35
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	42
4 教育・保育施設の質の向上.....	45
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	45
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	46
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	46
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	56

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	57
1 児童虐待防止対策の充実	57
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	58
3 障害児施策の充実	58
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	59
第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題	60
1 目的	60
2 基本理念	60
3 対象	61
4 指針となる視点	61
5 計画の基本目標	61
6 目標実現に向けた施策内容の評価と課題	62
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設	62
第9章 計画の推進体制	63
1 関係機関等との連携	63
2 役割	64
3 計画の達成状況の点検・評価	65

資料編（案）

- 資料1 施策一覧（未定・案）
- 資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案）
- 資料3 計画策定の経緯（案）
- 資料4 計画策定組織について（案）
- 資料5 用語解説（案）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成11年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

村上市においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

いぜん子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、こうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、村上市の子どもと子育て家庭を対象として、村上市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外	
子ども・子育て支援法							

■上位計画

村上市総合計画

整合



村上市 子ども・子育て支援事業計画(仮)



整合



■関連計画

次世代育成支援行動計画 後期行動計画
地域福祉計画
教育基本計画
障害者福祉計画
保育園等施設整備計画 など

3 計画作成時期

-
- 法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることとします。
 - 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめます。

4 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



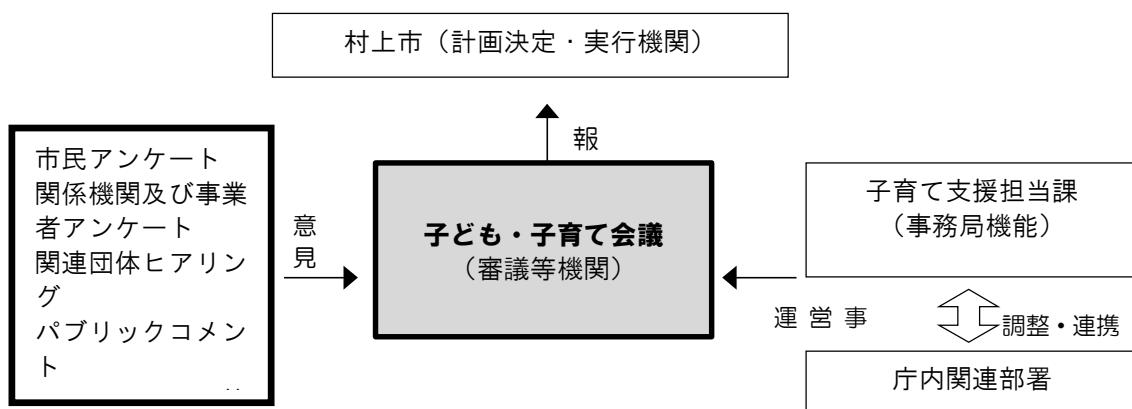
5 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「村上市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

参 照

子ども・子育て支援法第七十七条
市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



(2) 子ども子育てに関するニーズ調査の実施

- 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童調査」「小学生児童調査」という。）
 - ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
 - イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児	1,950 票	1,360 票	69.7%
	小学生	2,330 票	1,890 票	81.1%
対象者の抽出方法	平成25年10月1日現在での住民基本台帳0～5歳及び小学校児童名簿に基づく全数（世帯内での重複はないものとする）			
調査期間	平成25年10月25日～平成25年11月8日			
調査方法	就学前児童調査：教育・保育施設を通じて実施、一部郵送法 小学生児童調査：学校を通じて実施、一部郵送法			

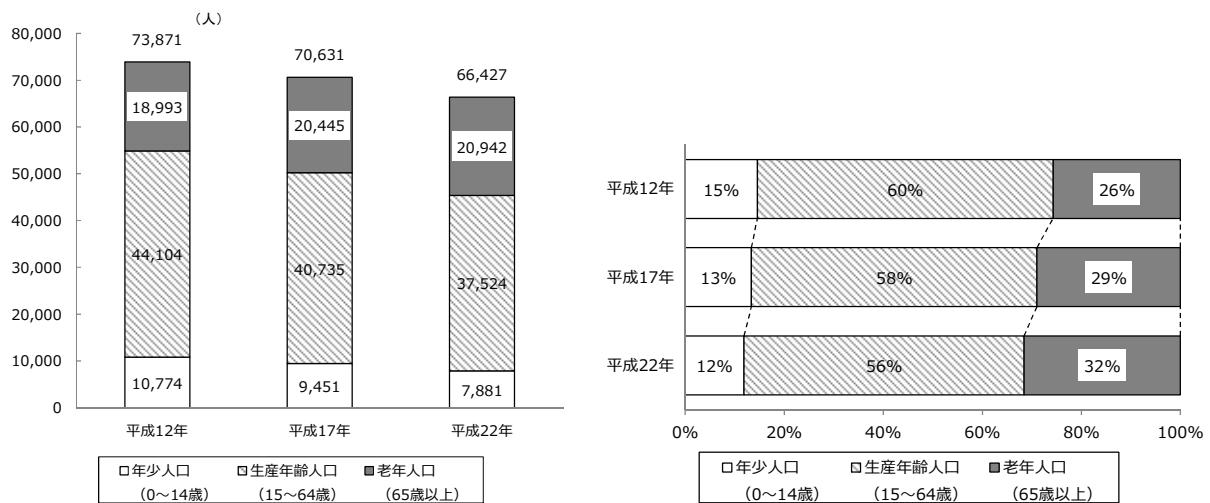
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

○平成12年以降、総人口は、減少傾向にあります。

○少子高齢化の進展により、年少人口は、平成12年から平成22年までの10年間で約2,900人減少し、全体に占める割合も12%に減少しています。

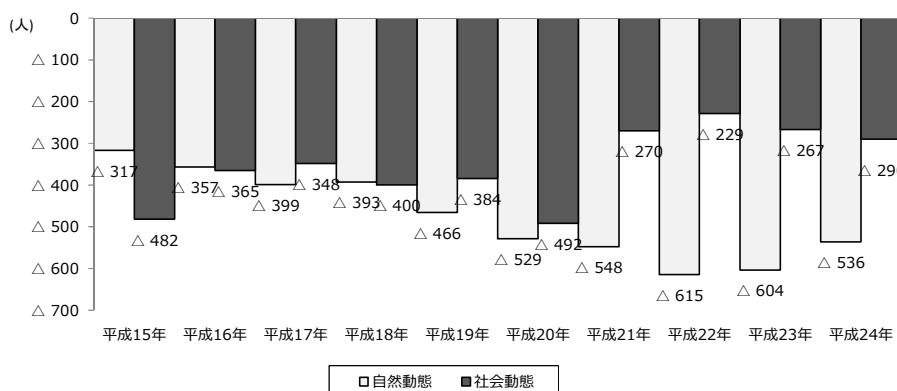


(2) 自然動態・社会動態

○社会動態（転入-転出）は、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少の主な要因となっています。

○自然動態（出生-死亡）についても、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

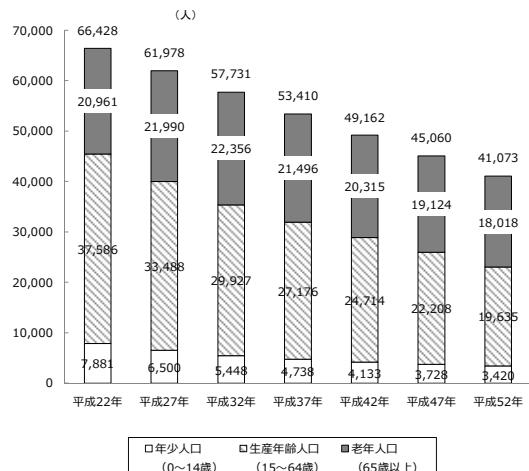
■自然動態・社会動態の推移



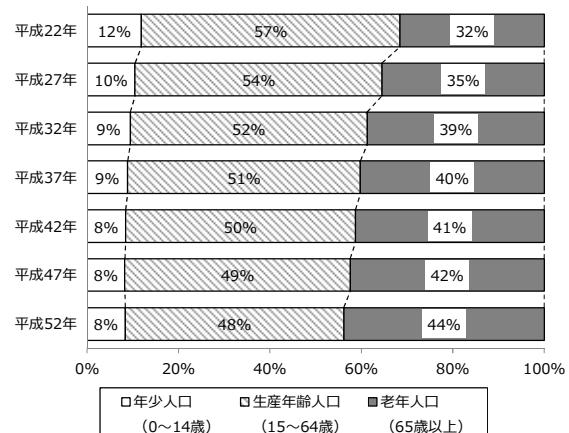
(3) 将来の人口推計

- 平成 52 年には、4 万 2 千人を下回ると推計されます。
- 年少人口も 10 年間で約 4,500 人減少すると見込まれます。

■年齢 3 区別人口の将来推計(人口動態研究所)



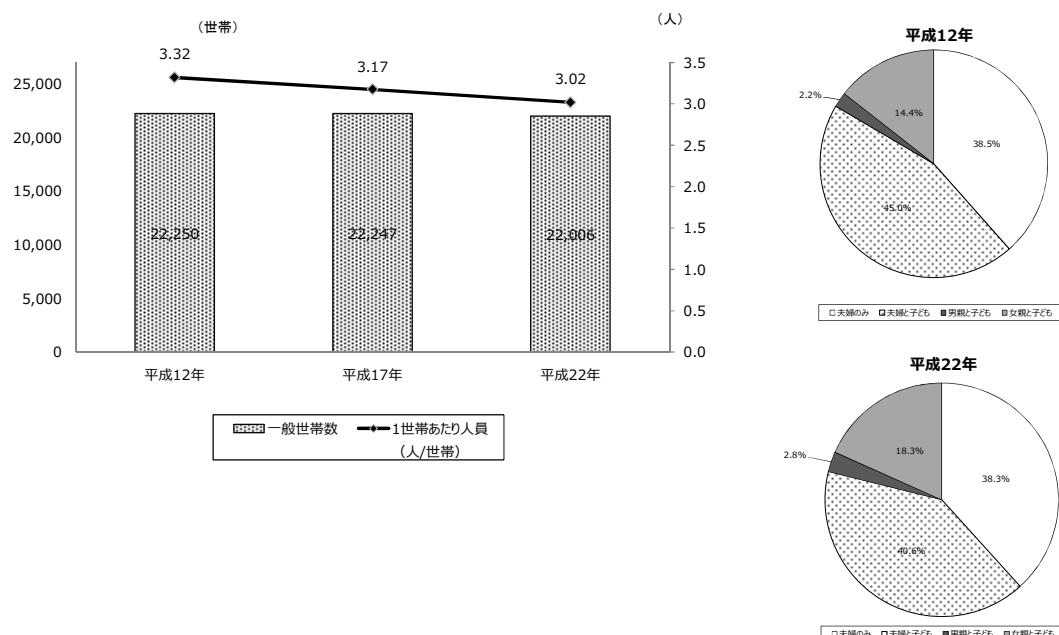
■年齢 3 区別人口割合の将来推計(人口動態研究所)



(4) 世帯の状況

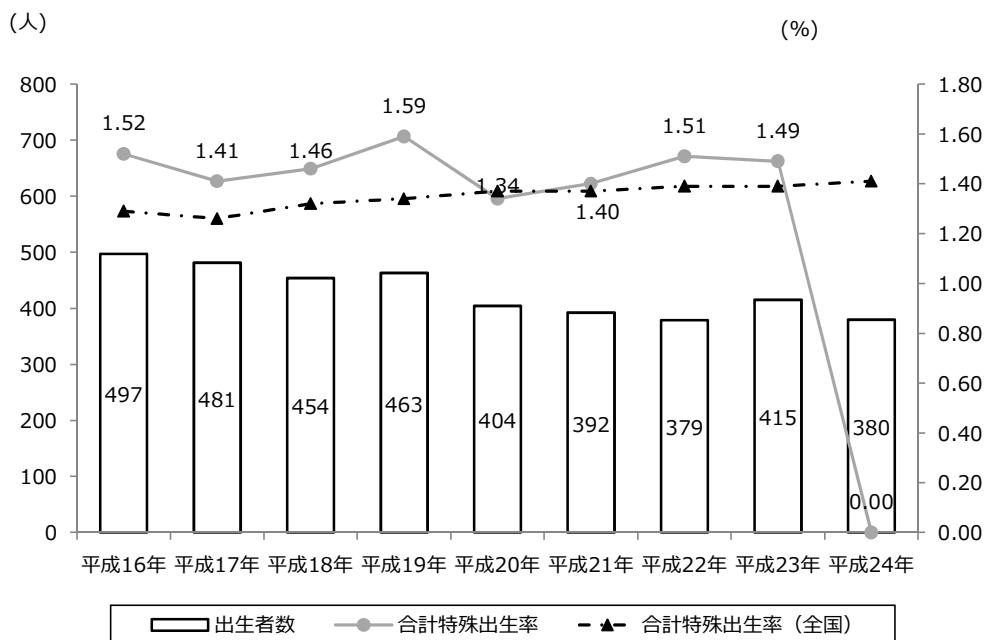
- 世帯数は平成 12 年から 10 年間ほぼ横ばいで推移しています。
- 1 世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「女親と子ども」「男親と子ども」の割合が増加している現状にあります。

■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況

- 出生数は、平成16年から9年間で、約120人減少しています。
- 合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を多少上回っており、年度により増減はありますが、概ね横ばいで推移しています。

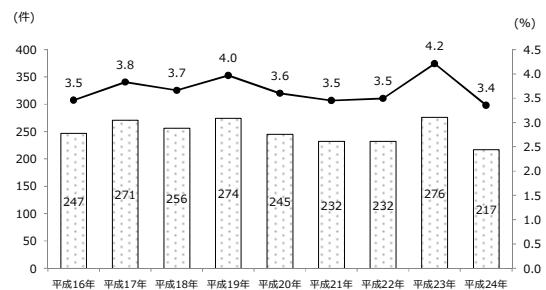


*注：平成24年度の合計特殊出生率については、現時点で未公表のため○と表記。

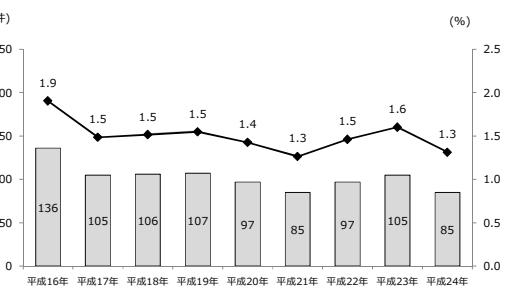
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻数、婚姻率は、年度による増減があるものの、概ね横ばいで推移しています。
- 離婚数、離婚率は、年度により増減がありつつ、若干減少傾向にあります。

■婚姻数および婚姻率の推移



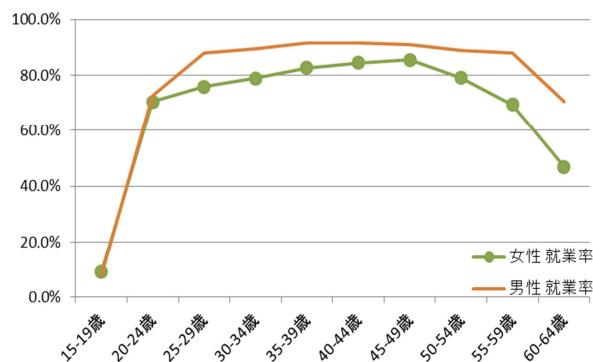
■離婚数および離婚率の推移



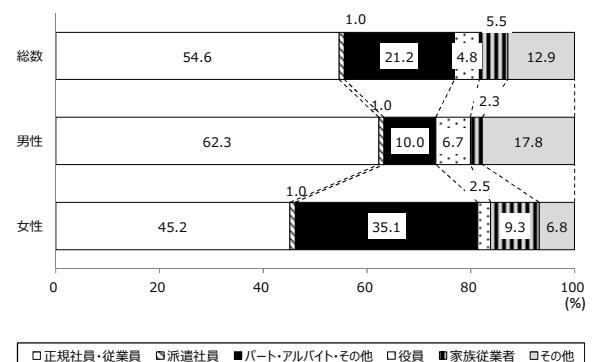
(7) 就労の状況

- 女性、男性の就業率は、共に20～24歳まではほぼ同様に上昇するものの、25歳頃を境目に、出産を主な原因として女性の就業率は低下する傾向となっています。
- 男性、女性ともに「正規職員・従業員」の割合が高くなっています。

■年齢別就業率の推移(平成22年・国勢調査)



■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)

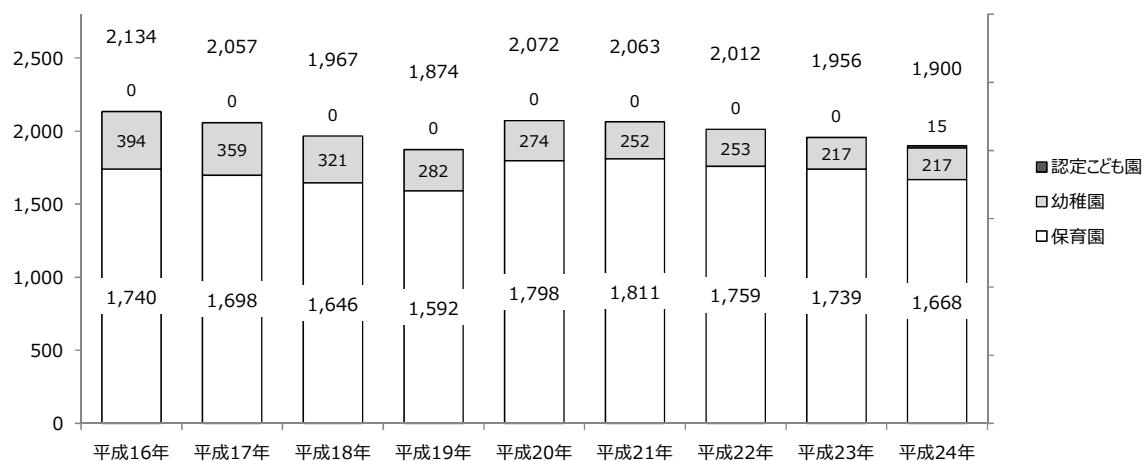


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

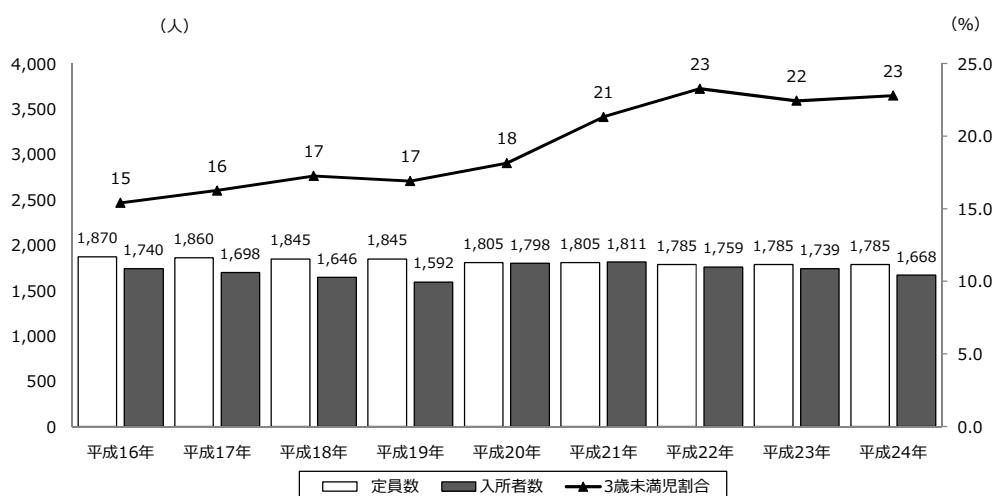
- 保育所利用児童数は平成 19 年度まで減少傾向にあったが、平成 20 年度にいったん増加しています。しかしその後また減少し続けています。幼稚園利用児童数は平成 16 年度より減少傾向にあります。
- 認定こども園は平成 24 年度より実施しています。
- 全体では、平成 19 年度までは減少傾向だった利用児童数が、平成 20 年で一度増えたもののそれ以降はまた減少傾向にあります。

■保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育所の利用状況

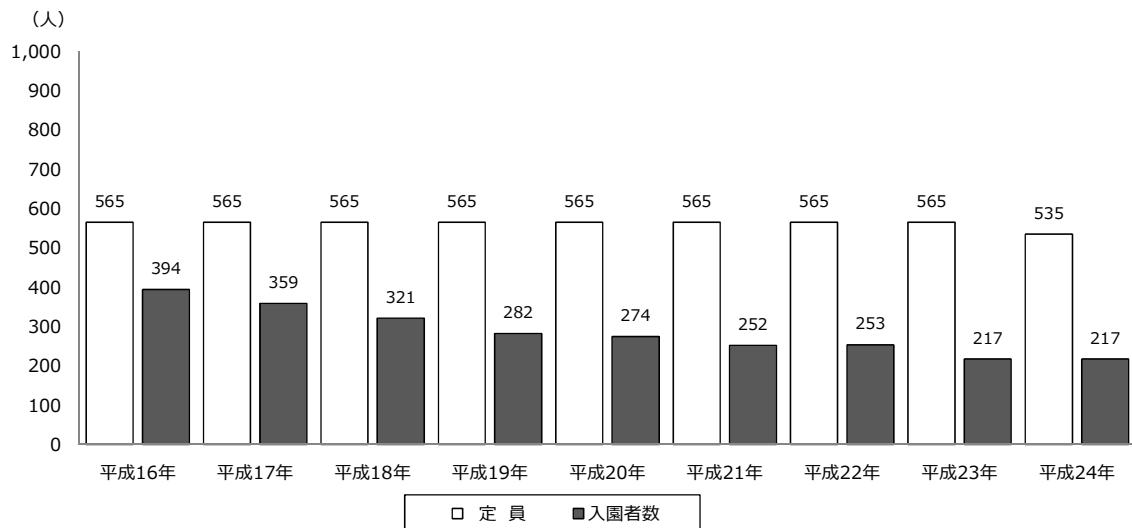
- 入所者数は、平成 20 年度に増加が見られたものの平成 16 年度以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。また、3 歳未満児の利用割合は平成 16 年度以降増加し続けています。
- 定員数は、平成 22 年に 1,785 人になって以降は、増減はなく推移しています。



(3) 幼稚園の利用状況

- 利用者数は、平成 16 年度以降減少傾向にあります。
- 定員数は、平成 16 年度より 565 人のままで推移しましたが、平成 24 年に 535 人となり 30 人減少しています。
- 平成 24 年度で、定員 535 人に対し、利用者数は 217 人と約 4 割の利用にとどまっています。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

◆ベビーホテル

①夜 8 時以降の保育 ②宿泊を伴う保育 ③利用児童の半数以上が一時預かりの内、いずれか 1 つでも該当する施設

- ・村上市には、施設なし

◆事業所内保育施設

事業所の従業員の児童を対象とした保育事業を行っている施設

- ・村上はまなす病院託児所
- ・新光会村上記念病院託児所
- ・老人保健施設「杏園」内施設

◆その他

上記以外の施設

- ・ゆりかご保育園
- ・託児所マイマイ

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て支援事業計画の法定 10 事業の実施状況のまとめ。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、更に延長して保育を行なう（延長保育）サービス。

【延長保育の実施状況】

（平成 25 年度実績）

【村上地区】

実施施設：8 園（第一保育園、第二保育園、岩船保育園、瀬波保育園、上海府保育園、山辺里保育園、山居町保育園、村上こひつじ保育園） 利用人数：計 58 人

【荒川地区】

実施施設：4 園（金屋保育園、大津保育園、坂町保育園、荒島保育園）

利用人数：計 0 人

【神林地区】

実施施設：2 園（向ヶ丘保育園、みのり保育園）

利用人数：計 15 人

【朝日地区】

実施施設：5 園（館腰保育園、三面保育園、高南保育園、猿沢保育園、塩野町保育園）

利用人数：計 13 人

【山北地区】

実施施設：2 園（山北にじいろ保育園、山北おおぞら保育園）

利用人数：計 0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により扈間に家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業

（平成 25 年度実績） 【実施か所】 12 か所

【利用登録者数】 低学年 319 人 高学年 31 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービス。

村上市では、実績なし。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービス

村上市では、実績なし。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う。

（平成25年度実績）

訪問家庭数 360人 訪問率：96.8%

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う。

（平成25年度実績）

要保護児童数 61人 利用者数：0人

(6) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う。

（平成25年度実績） 実施か所数 5か所

利用者数 27,024人回 利用率 100%

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、**市長が必要と認める期間（私的の理由の場合、月7日）を限度に**保育所に預けることができるサービス。

（平成25年度実績）

＜幼稚園における在園児対象で1号認定＞

利用人数 〇人

＜幼稚園における在園児対象で2号認定＞

利用人数 4,268人 利用率 57.0% 平均利用日数 55日

＜幼稚園における在園児対象型以外＞

利用人数 保育所一時預かり 2,173人

ファミリー・サポート・センター 3人

(8) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービス。

村上市では、実績なし。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。

（平成25年度実績）

＜未就学児＞ 利用者数 4人日

＜就学児＞ 利用者数 12人日

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担する。

（平成25年度実績）

利用者数 4,491人 利用率 83.1%

4 ニーズ調査の結果概要

○調査対象：村上市在住の就学前児童、小学生児童がいる家庭の保護者 4,280 人

○調査期間：平成 25 年 10 月 25 日～平成 25 年 11 月 8 日

○調査方法：<就学前児童調査> 教育・保育施設を通じて実施、一部郵送法

<小学生児童調査> 学校を通じて実施、一部郵送法

○配布・回収：

調査票の配布・回収状況

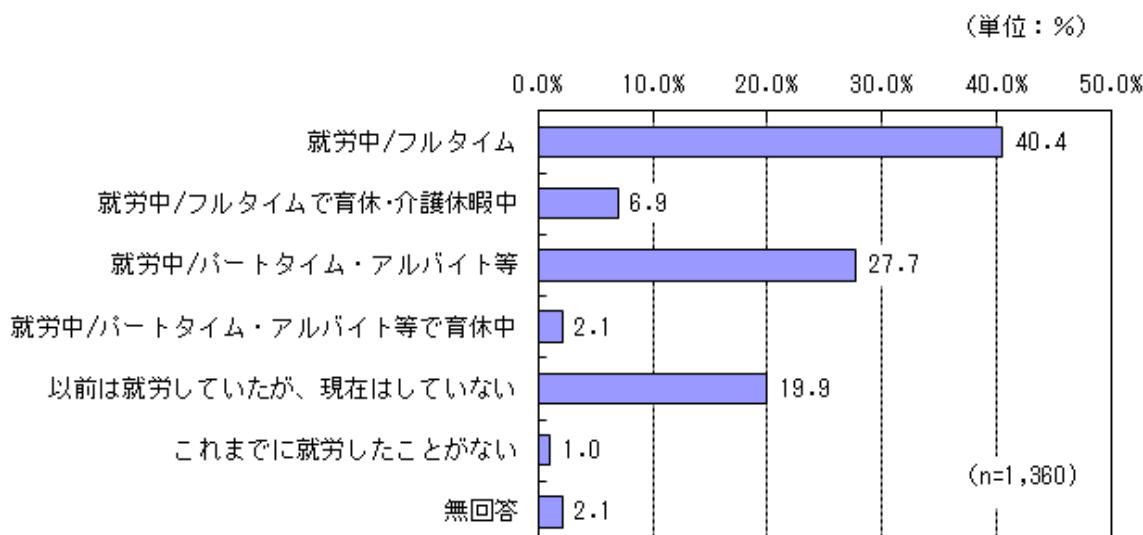
調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,950	1,360	69.7%
小学生児童	2,330	1,890	81.1%
計	4,280	3,250	75.9%

※詳細は、「村上市子ども子育てに関するニーズ調査結果報告書」を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

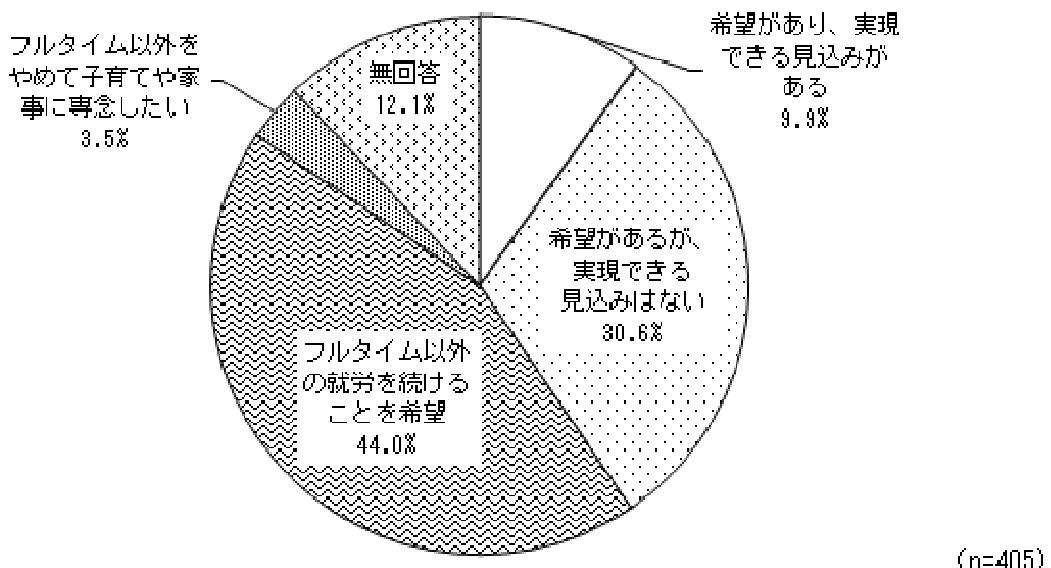
○保護者（母親）の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

母親は、「就労中／フルタイム」は 40.4% となっており、「就労中／パートタイム・アルバイト等」が 27.7% です。また、「以前は就労していたが、現在はしていない」は 19.9% と 2 割を占めています。



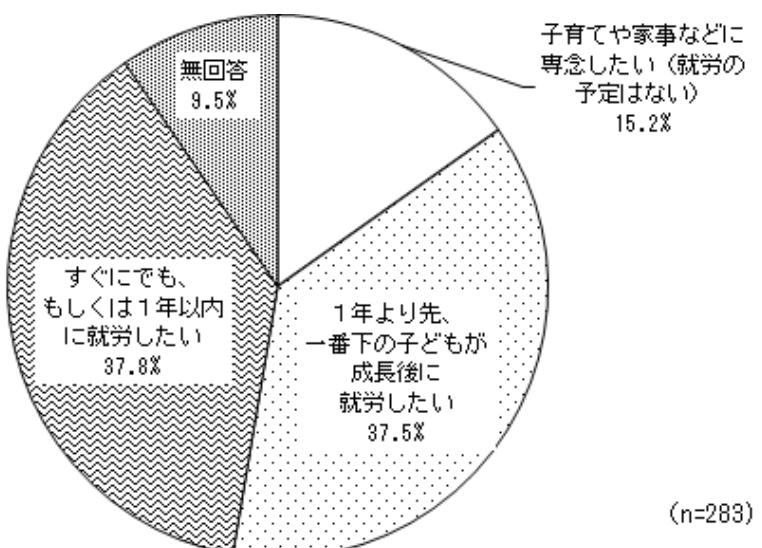
○パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望

パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望は「フルタイム以外の就労を続けることを希望」が44.0%、「希望があるが実現できる見込みはない」が30.6%となっており、「希望があり実現できる見込みがある」の9.9%を加えると84.5%と大多数が就労意欲を持っていることがわかります。



○現在就労していない母親の就労意向

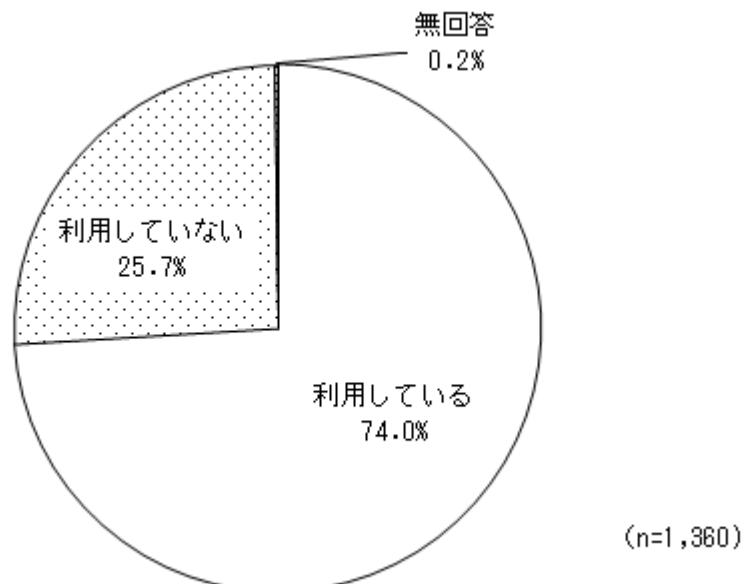
「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が37.8%、「1年より先、一番下の子どもが成長後に就労したい」が37.5%で高い就労意欲が見られます。これに対し「子育てや家事などに専念したい」は15.2%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

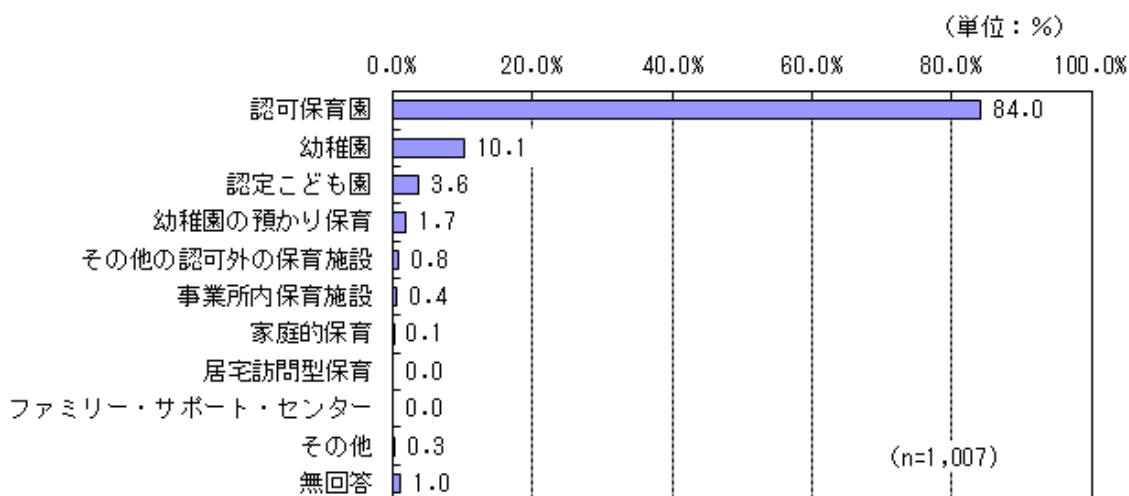
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」が、74.0%です。



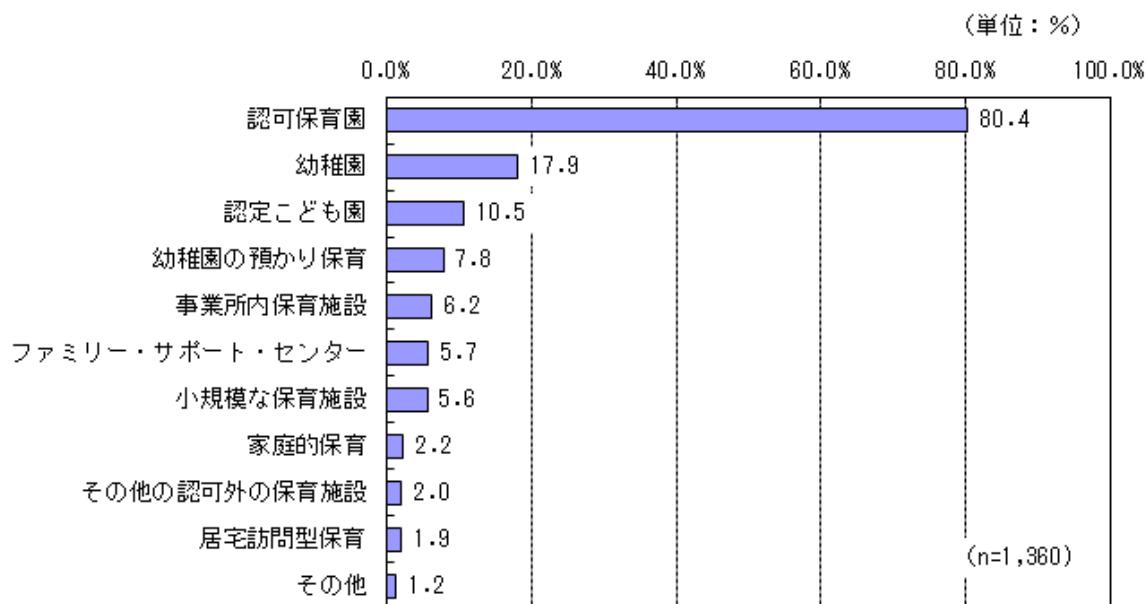
○利用している教育・保育事業

旧市町村では幼稚園が設置されているのは旧村上市のみであることから「認可保育所」が84.0%と大多数となっています。「幼稚園」は10.1%、「認定こども園」は3.6%です。



○今後、利用したい教育・保育事業

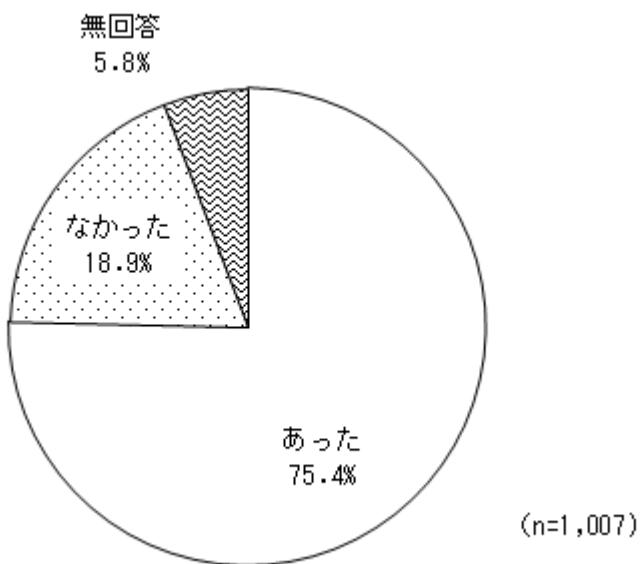
「認可保育園」が80.4%、「幼稚園」が17.9%となっています。また「認定こども園」は10.5%、「幼稚園の預かり保育」は7.8%です。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

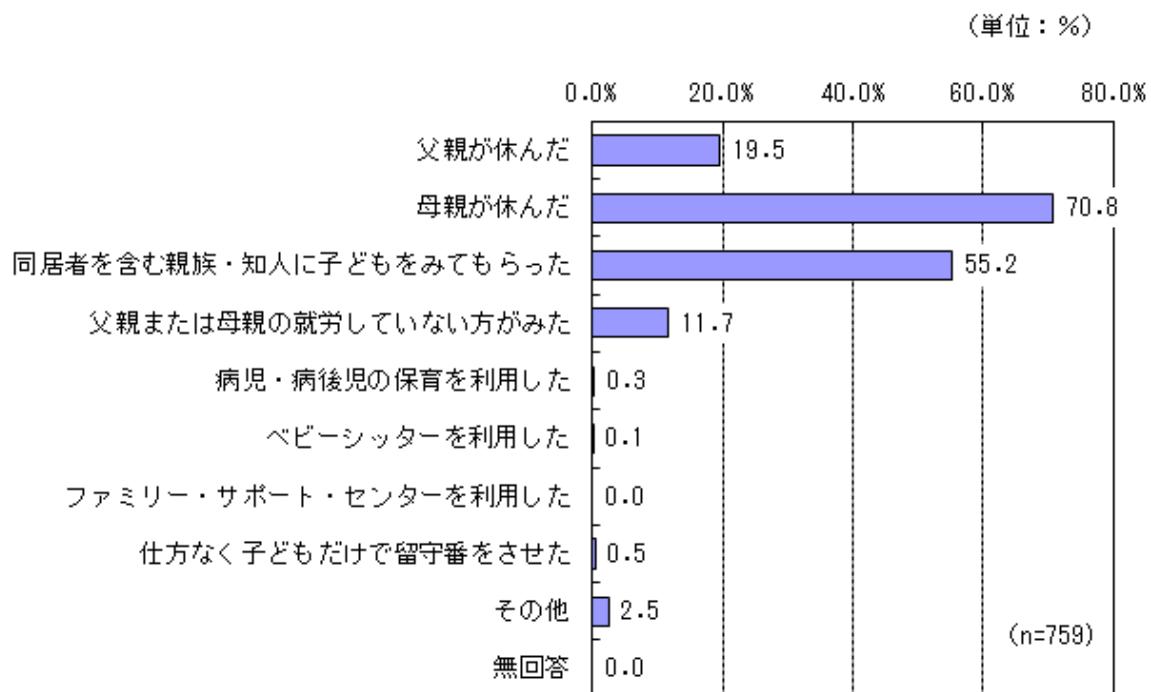
○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

この1年間にお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した人が75.4%で4人のうち3人の高い割合となっています。



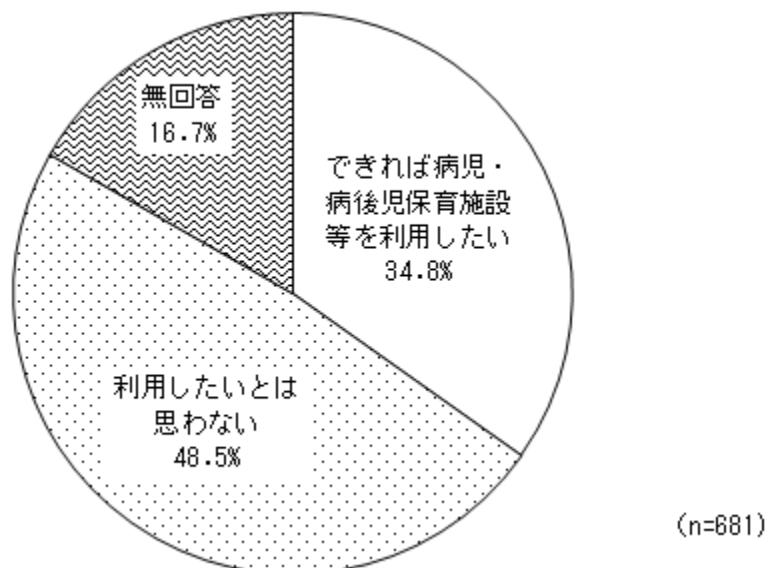
○そのときの対応方法

「母親が休んだ」が最も多く70.8%、「同居者を含む親族・知人に子どもをみてもらった」が55.2%となっていますが、「父親が休んだ」は19.5%です。



○病児・病後児保育の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は34.8%、「利用したいとは思わない」が48.5%です。

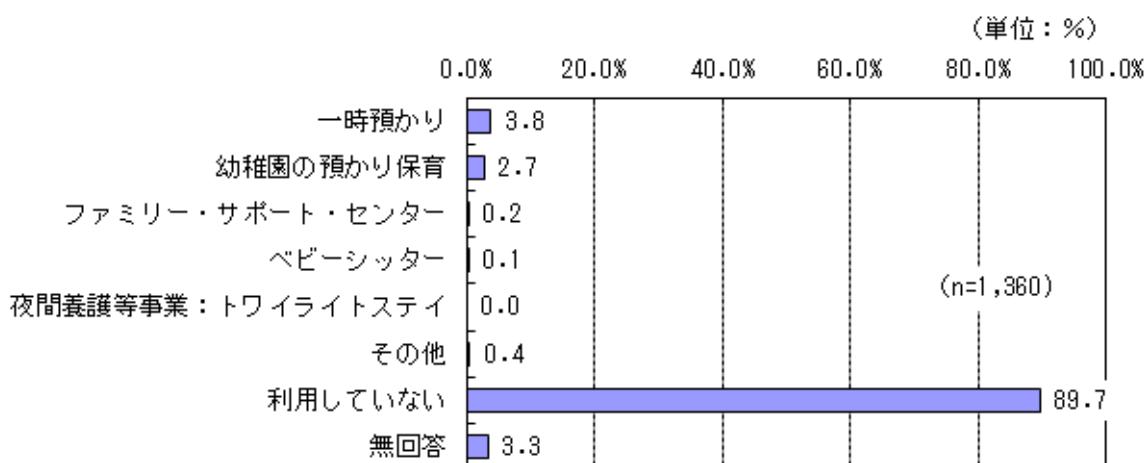


(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

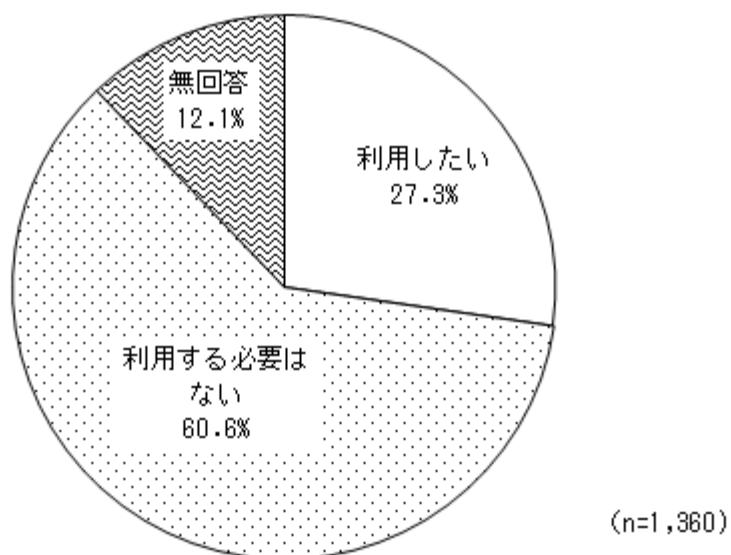
「利用していない」が89.7%と大多数です。

利用しているサービスは、「一時預かり」が3.8%、「幼稚園の預かり保育」が2.7%の利用がみられます。



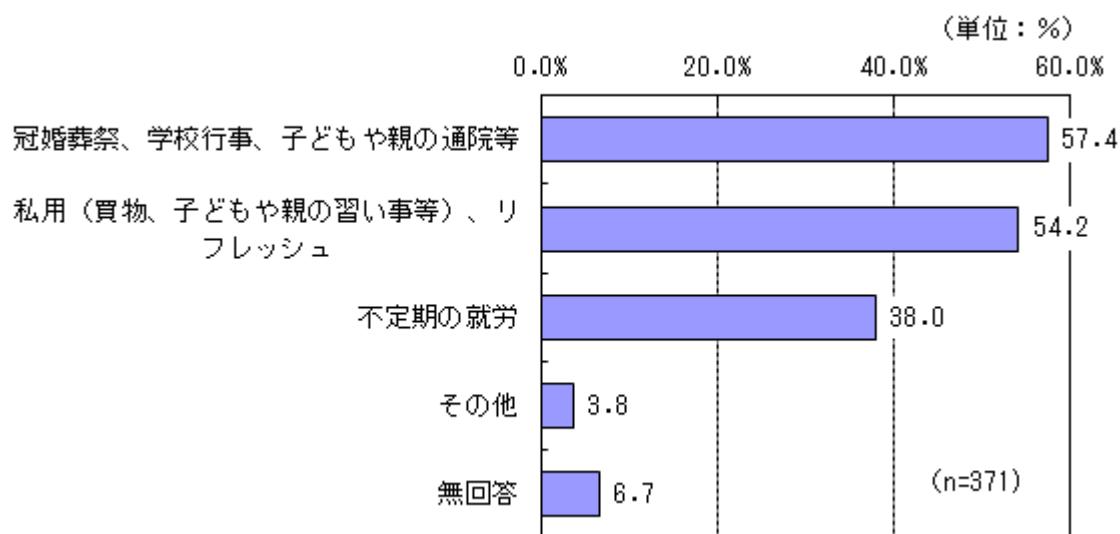
○今後の不定期な事業の利用意向

「利用したい」は27.3%、「利用する必要がない」が60.6%となっています。



○事業を利用したい目的

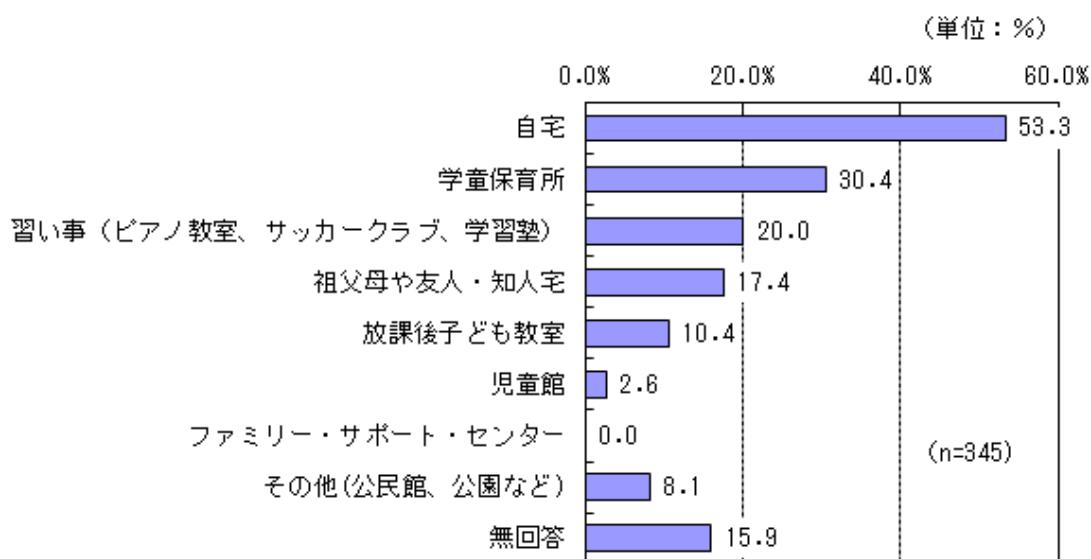
利用したい理由は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が57.4%、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ」が54.2%、「不定期の就労」が38.0%となっています。



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方（5歳以上）

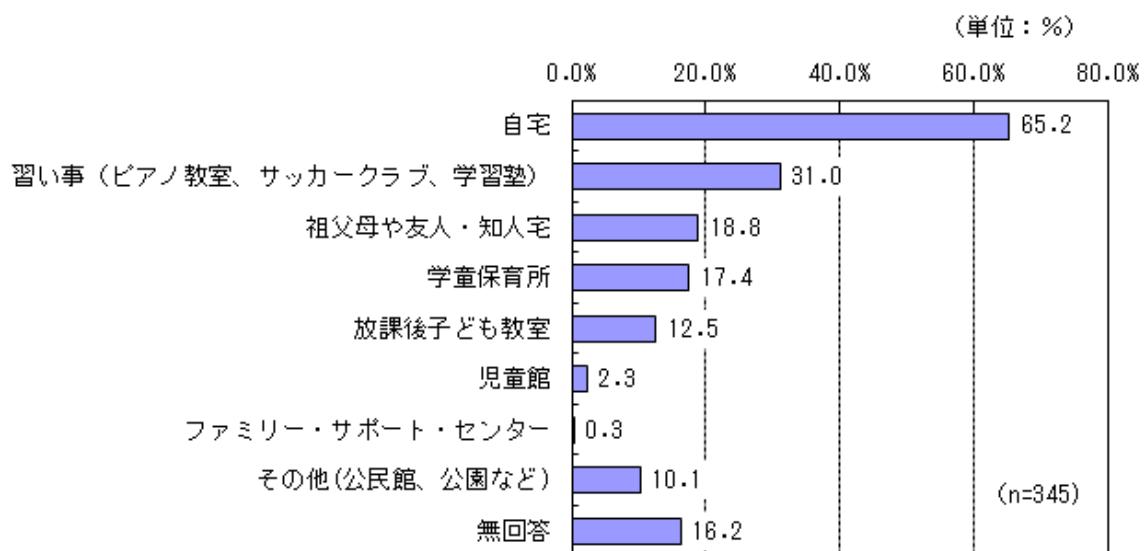
○低学年のうちに過ごさせたい場所

小学校低学年では「自宅」が53.3%、「学童保育所」が30.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」が20.0%で、上位に挙がっています。



○高学年になったら過ごさせたい場所

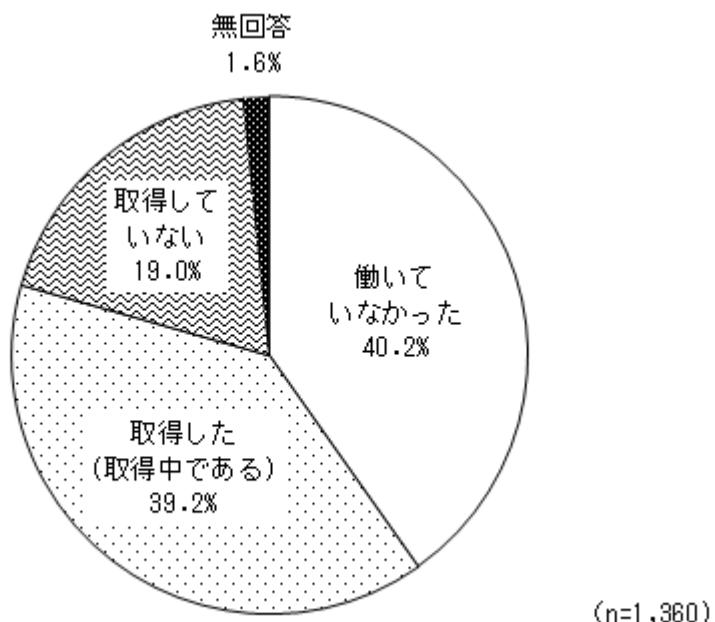
小学校高学年の希望は、第1位は低学年と同様に「自宅」で65.2%となっていますが、「学童保育所」が低学年の30.4%から17.4%に低下し、第2位から第4位になっています。逆に「習い事」が2位に上がり31.0%と増えてきています。



(6) 育児休業の取得状況

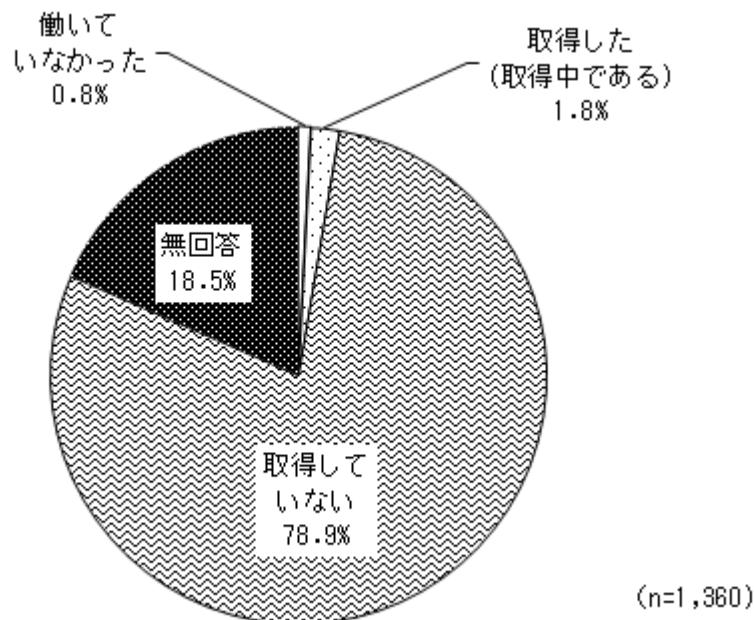
○母親の育児休業の取得状況

母親では、「働いていなかった」(40.2%)と「取得した（取得中である）」(39.2%)がともに4割を占めています。



○父親の育児休業の取得状況

父親は「取得していない」が78.9%で大多数となっています。



5 村上市の子ども・子育て支援の課題

第2章 1~4の調査結果等から、以下のような課題が浮かび上がってきました。これらの課題を整理し、施策目標につなげていきます。

(1) 子ども・子育て支援の課題

- ① 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ② 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- ③ 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっています。
- ④ 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ⑤ **女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められています。**
- ⑥ 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- ⑦ 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- ⑧ 夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。
- ⑨ **就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。**
- ⑩ 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。
- ⑪ 保育における需要が多様に変化してきており、従来からの定型的な保育だけでは、市民のニーズにきめ細かに対応することができない状況となっています。
- ⑫ 教育・保育の中核を担う公立保育園に関しては、施設の老朽化が進み、防災や防犯等の安全面で不安を感じる保護者の方がいます。地域実情に応じた施設整備を進め、快適で安全・安心な保育環境を確保する必要があります。
- ⑬ 保育士の確保が困難な現状にあることから、正規保育士の占める比率が低下してきています。

***参考**

<村上市保育園等施設整備計画で掲げる課題>

- ・公立保育園は、昭和40年代から50年代に建設され老朽化が著しいものが多数を占めており、維持補修に努めてきましたが、修繕経費が嵩むようになり、対応に困難をきたしている状況となっています。地域実情に応じた施設整備を進め、快適で安全・安心な保育環境を確保する必要があります。
- ・入園児童数は、少子化の影響もあり、過去5年間で、毎年減少していますが、一方で、未満児等、低年齢の保育園入園児童数は年々増加していることから、保育園の新設等に際しては、その受入について十分な配慮が必要です。
- ・核家族化の進行や近隣関係の希薄化などに伴い、家庭や地域における子育て環境の変化と、厳しい経済状況の中、子育て家庭が抱える悩みや不安が増えてきています。保育における需要も多様に変化ってきており、従来からの定型的な保育だけでは、市民のニーズにきめ細かに対応することができない状況となっています。
- ・保育園等の統廃合と民営化の導入、また出生数の推移や入園希望の動向、さらには特別保育のニーズを見据えつつ、正規保育士の占める比率を拡充させ、子どもの最善の利益を考慮した保育を実現することを求めます。また、臨時保育士の確保が困難な現状を考慮し、雇用条件の改善と保育の質の向上を図る必要があります。

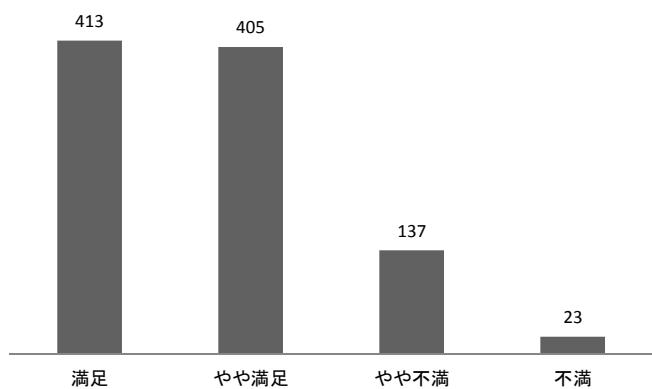
<村上市公立保育園のあり方に関するアンケート集計結果>

◆現在入所している保育園について、どのように感じているか

<施設や設備などについて>

全項目にわたって、概ね「満足」、「やや満足」ということで理解を得られていますが、「侵入者、不審者などの対応」について「やや不満」が多かったため、今後、対応に工夫が必要な状況です。

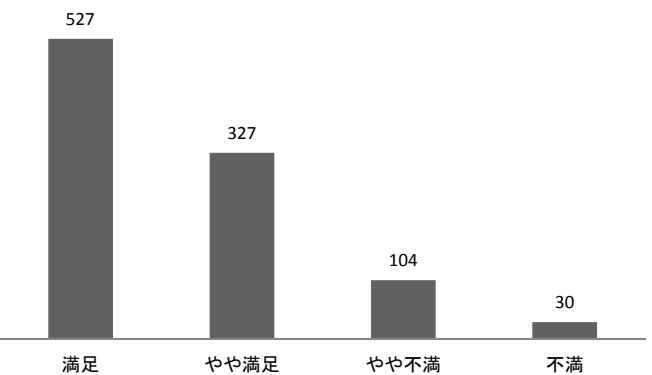
侵入者、不審者などの対応		
1	満足	413
2	やや満足	405
3	やや不満	137
4	不満	23
回答計		978



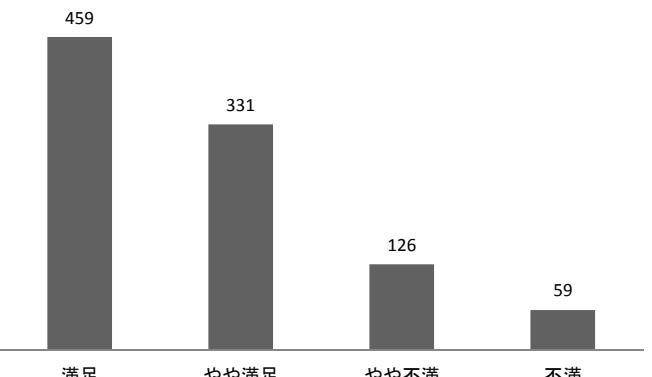
◆保育体制、連絡などについて

全項目にわたって、概ね「満足」、「やや満足」ということで理解を得られていますが、「保育士の人数」「保育士の配置」「臨時職員のバランス」について「やや不満」が多かったため、改善が必要な状況です。

保育士の人数		
1	満足	527
2	やや満足	327
3	やや不満	104
4	不満	30
回答計		988



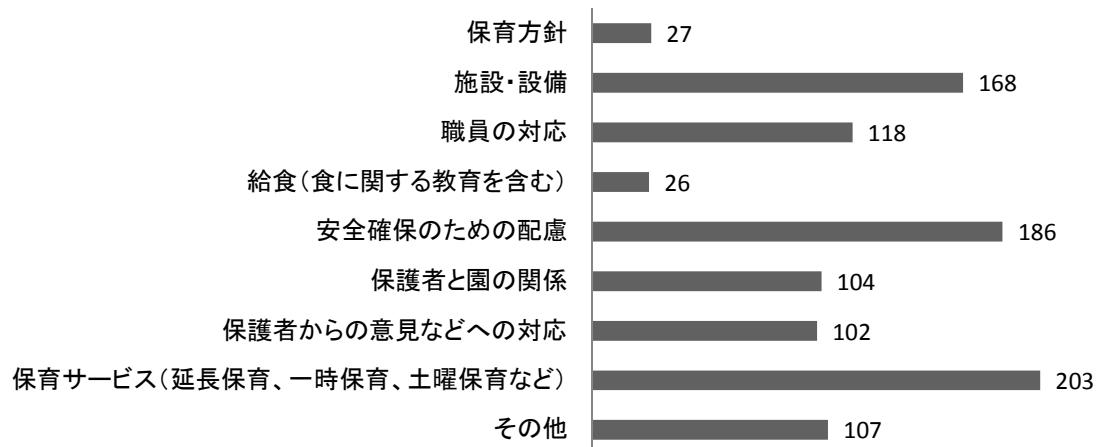
保育士の配置(延長・臨時職員バランス)		
1	満足	459
2	やや満足	331
3	やや不満	126
4	不満	59
回答計		975



◆在園している保育園について「気がかりなこと」（最大3つまで）

「保育サービス」「安全確保のための配慮」「施設・設備」の順となっています。

在園している保育園について気がかりなこと		
1	保育方針	27
2	施設・設備	168
3	職員の対応	118
4	給食（食に関する教育を含む）	26
5	安全確保のための配慮	186
6	保護者と園の関係	104
7	保護者からの意見などへの対応	102
8	保育サービス（延長保育、一時保育、土曜保育など）	203
9	その他	107
	回答計	1,041



第3章 基本的な考え方

1 目的

村上市の子ども・子育て支援事業は、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人が共に育つ「郷育のまち」の実現を目的とします。

2 基本理念

全国的な傾向と同様に出生数は年々減少しており、高齢化率の上昇と相まって地域社会の活力に低下をもたらし、わたくしたちの生活基盤に多大な影響を及ぼしています。

また、近年、子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子どもを取り巻く社会状況が変化し、複雑化する子育て支援に関するニーズへの柔軟な対応が求められています。

そのような中、第1次村上市総合計画により子育て支援の充実を図り、更に、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し子育て支援に取り組んできましたが、子どもを取り巻く社会状況は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を開拓するためには、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要とされています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎を成す重要な未来への投資です。

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、次の基本理念を掲げます。

基本理念：子育てを みんなで支えるまちづくり

3 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境並びに村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

○ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。このため、常に子どもの視点に立って子どもの幸せを考えながら子育てを支援していきます。

○ すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを進めます。また、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現し企業等と連携を図りながら子育て支援の展開に努めます。

○ 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。このため、子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるよう教育の支援や働きかけを支援します。

○ サービス利用者の視点

子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子育て支援に関する住民ニーズが多様化してきており、柔軟なサービス提供が求められています。このため、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように利用者の視点に立った総合的な取り組みを進めます。

4 施策体系

村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、方向性をまとめます。

子育てをみんなで支えるまちづくり	基本目標		施策の方向性
	目標 1	地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none">① 地域における子育て支援サービスの充実② 教育・保育サービスの充実③ 子育て支援のネットワークづくり④ 児童の健全育成⑤ 児童遊園等の整備
	目標 2	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none">① 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備② 家庭や地域の教育力の向上
	目標 3	職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none">① 仕事と子育ての両立の推進② 仕事と生活の調和の実現
	目標 4	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">① 児童虐待防止対策の充実② 特別支援を要する子ども等への支援施策の充実

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 村上市における教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	幼稚園については、市内全域	幼稚園については、立地が村上地区に集中していることからこれまで通り、市内全域での利用を前提とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）	保育所等について	保育所等については、村上市全域を5区域（旧市町村毎）に分けて提供区域を設定する。
3号認定（1～2歳）	は、地区毎とする	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から村上市全域を基本とする。なお、時間外保育事業並びに放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、地区毎の（村上市全域を旧市町村単位で5区域に分けた）区域設定とする。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市内全域	現状どおり、村上市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	市内全域	現状どおり、村上市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	市内全域	現状どおり、村上市内全域とする。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市内全域	将来の事業化を目指すものの、当面はこれまでどおり保健師及び家庭相談員指導の下対応することから現状どおり、村上市内全域とする。

子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。子どもの預かり等を希望する依頼会員と援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	市内全域	主に幼稚園という現状の提供体制を踏まえ、村上市内全域とする。
時間外保育事業 延長保育・休日保育	地区毎	通常利用する保育園等の施設での利用が想定されるため、保育園等と同様に地区毎とする。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	村上市内全域	現状の検討状況を踏まえ、村上市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	地区毎	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、地区毎とする。

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分とは、教育・保育サービスを受ける際に、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性の認定（子ども・子育て支援法第十九条等に基づく1～3号認定）を受ける区分のことです。その認定区分に基づき教育・保育サービス並びに施設型給付（注）を行う仕組みとなります。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園 に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

注：施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	94人	97人	94人	92人	86人
確保の内容	215人	215人	215人	215人	215人
特定教育・保育施設	215人	215人	215人	215人	215人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	121人	118人	121人	123人	129人

※確保の内容は、現状定員とした。（幼稚園の将来構想により変更する。）

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※特定教育・保育施設＝市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」のこと

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっている）

※施設型給付＝新制度で認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。

(2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)

[区域設定]：地区毎（旧市町村毎5地区）

【村上地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	433人	444人	428人	422人	395人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	63人	64人	62人	61人	57人
上記以外	367人 広域3人	377人 広域3人	363人 広域3人	358人 広域3人	335人 広域3人
確保の内容	617人	617人	617人	617人	617人
特定教育・保育施設	617人	617人	617人	617人	617人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	184人	173人	189人	195人	222人

【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	194人	195人	196人	185人	184人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	3人	3人	3人	3人	3人
上記以外	188人 広域3人	189人 広域3人	190人 広域3人	179人 広域3人	178人 広域3人
確保の内容	225人	225人	225人	225人	225人
特定教育・保育施設	225人	225人	225人	225人	225人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	31人	30人	29人	40人	41人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	167 人	170 人	160 人	155 人	151 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	6 人	7 人	6 人	6 人	6 人
上記以外	158 人 広域 3 人	160 人 広域 3 人	151 人 広域 3 人	146 人 広域 3 人	142 人 広域 3 人
確保の内容	200 人				
特定教育・保育施設	200 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	33 人	30 人	40 人	45 人	49 人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	155 人	157 人	145 人	139 人	132 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
上記以外	150 人 広域 3 人	152 人 広域 3 人	140 人 広域 3 人	134 人 広域 3 人	127 人 広域 3 人
確保の内容	331 人				
特定教育・保育施設	331 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	176 人	174 人	186 人	192 人	199 人

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	29 人	32 人	37 人	33 人	29 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
上記以外	26 人 広域 3 人	28 人 広域 3 人	34 人 広域 3 人	30 人 広域 3 人	26 人 広域 3 人
確保の内容	134 人				
特定教育・保育施設	134 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	105 人	103 人	97 人	101 人	105 人

(3) 3号認定(0歳、保育所を利用希望)

[区域設定]：地区毎（旧市町村毎5地区）

【村上地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	16人 広域1人	15人 広域1人	15人 広域1人	15人 広域1人	14人 広域1人
確保の内容	48人	48人	48人	57人	57人
特定教育・保育施設	41人	41人	41人	50人	50人
地域型保育事業	4人	4人	4人	4人	4人
認可外保育施設	3人	3人	3人	3人	3人
過不足	31人	32人	32人	41人	42人

※地域型（はまなす病院2人、記念病院2人）、認可外（ゆりかご保育園3人）

【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	5人 広域1人	5人 広域1人	4人 広域1人	4人 広域1人	4人 広域1人
確保の内容	9人	9人	9人	9人	9人
特定教育・保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	3人	3人	4人	4人	4人

【神林地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	2人 広域1人	2人 広域1人	2人 広域1人	2人 広域1人	2人 広域1人
確保の内容	12人	12人	12人	12人	12人
特定教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	9人	9人	9人	9人	9人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	6 人 広域 1 人	6 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人
確保の内容	21 人				
特定教育・保育施設	17 人				
地域型保育事業	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	14 人	14 人	15 人	15 人	15 人

※地域型（杏園 4 人）

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	3 人 広域 1 人	2 人 広域 1 人			
確保の内容	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
特定教育・保育施設	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

（3）3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

[区域設定]：地区毎（旧市町村毎 5 地区）

【村上地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	142 人 広域 2 人	133 人 広域 2 人	130 人 広域 2 人	126 人 広域 2 人	123 人 広域 2 人
確保の内容	227 人				
特定教育・保育施設	198 人				
地域型保育事業	10 人				
認可外保育施設	19 人				
過不足	83 人	92 人	95 人	99 人	102 人

※地域型（はまなす病院 6 人、記念病院 4 人）、認可外（ゆりかご保育園 12 人、託児所マイマイ 7 人）

【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	59 人 広域 2 人	59 人 広域 2 人	59 人 広域 2 人	58 人 広域 2 人	58 人 広域 2 人
確保の内容	66 人				
特定教育・保育施設	66 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	37 人 広域 2 人	36 人 広域 2 人	35 人 広域 2 人	34 人 広域 2 人	33 人 広域 2 人
確保の内容	48 人				
特定教育・保育施設	48 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	45 人 広域 2 人	43 人 広域 2 人	41 人 広域 2 人	39 人 広域 2 人	38 人 広域 2 人
確保の内容	75 人				
特定教育・保育施設	67 人				
地域型保育事業	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	28 人	30 人	32 人	34 人	35 人

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	19 人 広域 2 人	17 人 広域 2 人	16 人 広域 2 人	15 人 広域 2 人	15 人 広域 2 人
確保の内容	30 人				
特定教育・保育施設	30 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	11 人	12 人	13 人	13 人

※確保の内容がすべて過大と捉えられるが、施設面積要件から可能となる定員を示したもの。

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※地域型保育事業＝自治体で実施している、19 人以下の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと。

※認可外保育施設＝「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。へき地保育所や店舗等において顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設、臨時に設置された施設、親族間の預かり合い、前記のどの施設にも該当しない保育施設などがある。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりをします。

（1）認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

（2）認定こども園の取り扱いについて

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連續性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図る。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。

○満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定する。

【配慮すべき事項の詳細】

①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図る。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努める。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現する。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供する。また、情報提供するとともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにする。

④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫する。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮する。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるよう努めること。

⑥特別支援教育や障害児保育に関すること

障害のある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行う。また、障害のある子どもと障害のない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にできるよう配慮し、認定こども園が障害の有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにすること。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにすること。

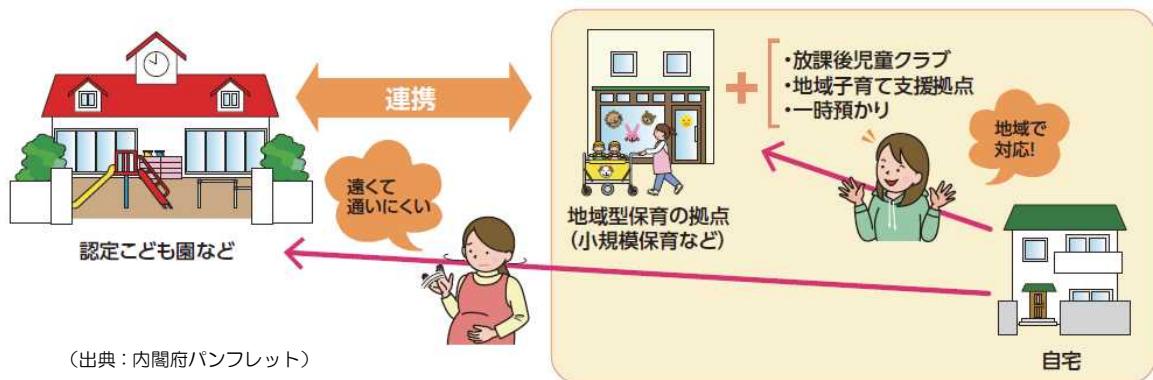
⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たす。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支える。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

子どもの最善の利益を考慮した保育を実現するために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、保育士の雇用条件の改善（正規保育士の比率拡充）を図り、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

【子ども・子育て支援法第六十一条第3項第一号関係】

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

村上市では、現在ある子育て支援センターにおいて平成27年度から実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(2) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（8時間）を超えて、延長保育時間以降（18時以降）の保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：地区毎（旧市町村毎5地区）

【村上地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	39人	39人	37人	37人	35人
確保の方策	39人	39人	37人	37人	35人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保の方策	1人	1人	1人	1人	1人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【神林地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19人	19人	18人	18人	19人
確保の方策	19人	19人	18人	18人	17人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【朝日地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10人	10人	9人	9人	9人
確保の方策	10人	10人	9人	9人	9人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保の方策	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※保育士等の加配により、延長保育希望者すべてを預かる方策とする。

(3) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により扈間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：地区毎（旧市町村毎5地区）

【村上地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み	162人	150人	143人	139人	143人
確保の方策	220人	220人	220人	220人	220人
【高学年】 量の見込み	39人	38人	36人	34人	31人
確保の方策	70人	70人	70人	70人	70人

【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み	45人	43人	42人	47人	48人
確保の方策	65人	70人	70人	70人	70人
【高学年】 量の見込み	6人	5人	6人	5人	5人
確保の方策	15人	20人	20人	20人	20人

【神林地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み	23人	21人	22人	23人	23人
確保の方策	35人	35人	35人	35人	35人
【高学年】 量の見込み	8人	8人	8人	7人	7人
確保の方策	10人	10人	10人	10人	10人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	29 人	27 人	27 人	27 人	27 人
確保の方策	30 人				
【高学年】 量の見込み	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保の方策	10 人				

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	14 人	14 人	13 人	13 人	12 人
確保の方策	38 人				
【高学年】 量の見込み	15 人	15 人	13 人	13 人	13 人
確保の方策	37 人				

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。

[対象年齢]0～5 歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

村上市では、実績なし。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日				
確保の方策	0 人日				

※将来の事業化を目指し、当面これまでどおり保健師及び家庭児童相談員主導の下対応する。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	336 人	329 人	321 人	311 人	303 人
確保の方策	336 人	329 人	321 人	311 人	303 人
※実施体制	保健師 21 人				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	69 人	67 人	65 人	63 人	60 人
確保の方策	69 人	67 人	65 人	63 人	60 人
※実施体制	保健師 21 人 相談員 2 人				

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（月間）人／回

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	25,815人回	25,655人回	25,496人回	25,338人回	25,181人回
確保の方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3~5歳 ②在園児以外は0~5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園における在園児対象型

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定）	11人日	11人日	10人日	10人日	10人日
幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用（2号認定）	3,404人日	3,496人日	3,358人日	3,312人日	3,128人日

②幼稚園における在園児対象型以外

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,607人	1,588人	1,537人	1,491人	1,435人
一時預かり事業（在園児対象型以外）	1,607人	1,588人	1,537人	1,491人	1,435人
子育て援助活動支援事業	40人	45人	50人	55人	60人

※保育士等の加配により、一時預かり希望者すべてを預かる方策とする。

※子育て援助活動支援事業の確保策については、協力会員登録見込み数とする。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	628 人日	620 人日	600 人日	583 人日	564 人日
病児保育事業	480 人日	960 人日	960 人日	960 人日	960 人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0 人日				

※平成 26 年度より、あらかわ保育園にて体調不良児対応型の病児・病後児保育事業を開始しております、また、平成 28 年度からは県立坂町病院にて病児、及び病後児対応型を検討しているため、その内容を確保方策とします。

(10) 子育て援助活動支援事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。未就学児及び就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 未就学児及び就学児

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み（未就学児）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5 人日	5 人日	4 人日	4 人日	4 人日
確保の方策	40 人日	45 人日	50 人日	55 人日	60 人日

量の見込み（就学児）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	11 人日	11 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保の方策	40 人日	45 人日	50 人日	55 人日	60 人日

※子育て援助活動支援事業の確保策については、協力会員登録見込み数とする。

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,704 人	4,606 人	4,494 人	4,354 人	4,242 人
確保の方策	4,704 人	4,606 人	4,494 人	4,354 人	4,242 人
※実施体制	保健師 21 人				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部

又は一部を助成する事業)

世帯の所得の状況等勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

(現在、検討中)

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

村上市では、福祉課において民間事業者参入の相談・助言を行います。

また、民間の施設において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについて、国の動向に併せ検討を進めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連續性を有することや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、村上市におけるこれらの連携を推進します。

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

村上市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生を予防するほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

(1) 関係機関との連携及び村上市における相談体制の強化

村上市における子ども・子育てに関する相談体制は、「福祉課家庭児童相談員」をはじめ、「保健医療課」「学校教育課」「生涯学習課」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

主な内容

- 養育支援を必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取り組みについて記載します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国的基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

主な内容

○地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や都道府県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。

3 障害児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族による適切な子育てが行えるように家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、

障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

主な内容

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。
- 発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取り組みについて記載します。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各自のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

主な内容

- 働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取り組みについて記載します。

第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題

※詳細は、「新次世代育成支援行動計画（仮）」を参照のこと。

1 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、村上市においてこれまで取り組んできた「村上市次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

○評価項目

- (1) 施策の取り組み状況
- (2) 特定保育サービスの目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法 第一章第一条

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他次の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

2 基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

次世代育成支援対策推進法 第一章第三条

参考照 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

3 対象

○ 本計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を 除く 放課後			
子ども・子育て支援法							次世代育成支援対策推進法	

4 指針となる視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 全ての子どもと家庭への支援の視点
- (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (7) サービスの質の視点
- (8) 地域特性の視点

※次世代育成支援対策推進法第七条第1項に基づく行動計画策定指針

5 計画の基本目標

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

6 目標実現に向けた施策内容の評価と課題

目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 1-1 次世代の親の育成
- 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備
- 1-3 家庭や地域の教育力の向上
- 1-4 心と体の成長のための有害環境等対策

目標 2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

- 2-1 児童虐待防止対策の充実
- 2-2 非行防止対策等の推進
- 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進

目標 3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

- 3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保
- 3-2 食育の推進
- 3-3 不妊治療への支援
- 3-4 小児医療への充実

目標 4 仕事と生活の調和

- 4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し
- 4-2 仕事と子育ての両立支援

目標 5 地域における子育て支援の充実

- 5-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 5-2 子どもの健全育成の推進

目標 6 安心・安全な子育てを支える地域づくり

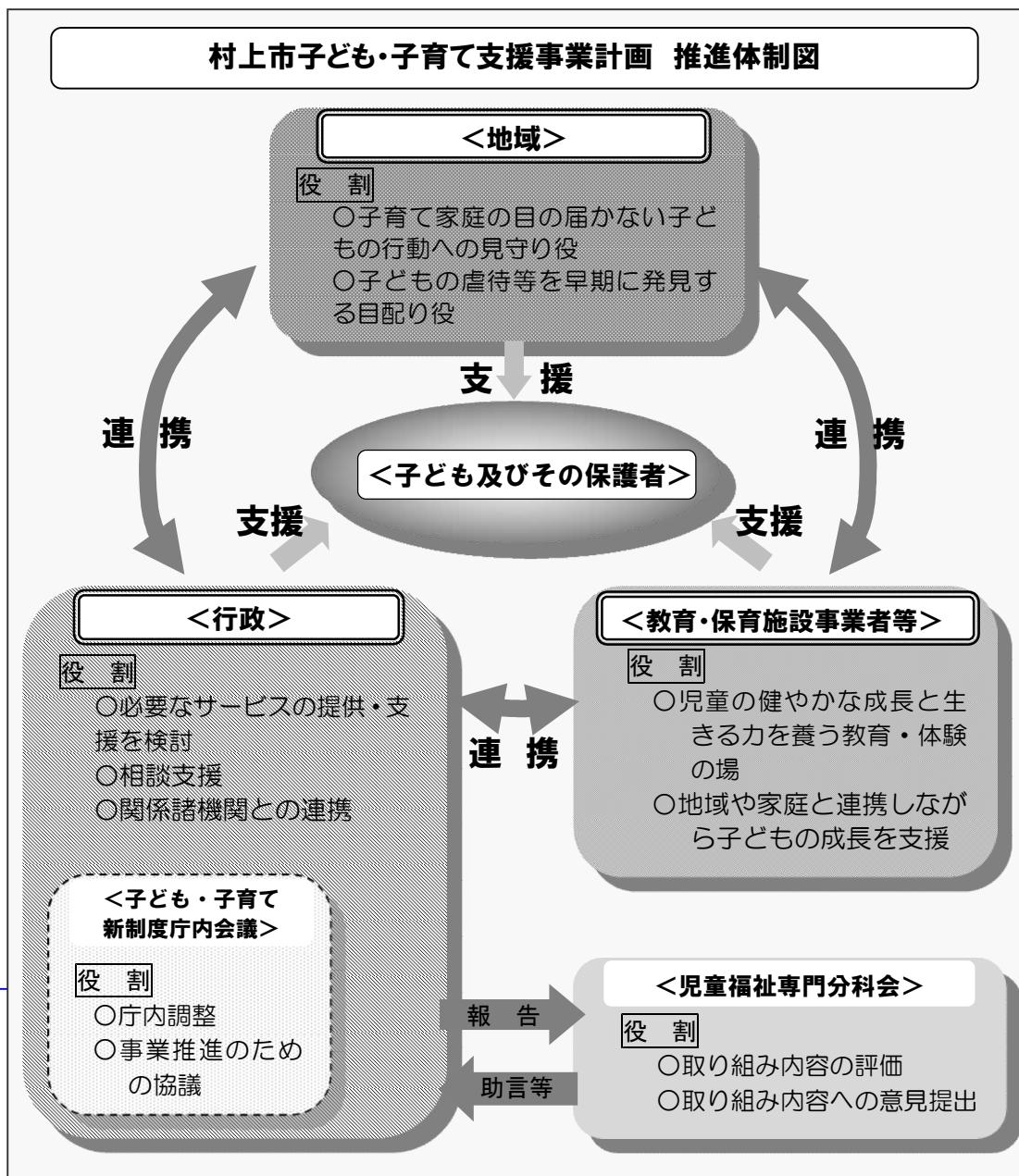
- 6-2 安全・安心のまちづくりの推進
- 6-3 交通安全の推進

7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

村上市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

村上市は、子ども・子育て支援法に基づき「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1) 行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

(2) 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

(3) 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

(4) 地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

(5) 職域の役割

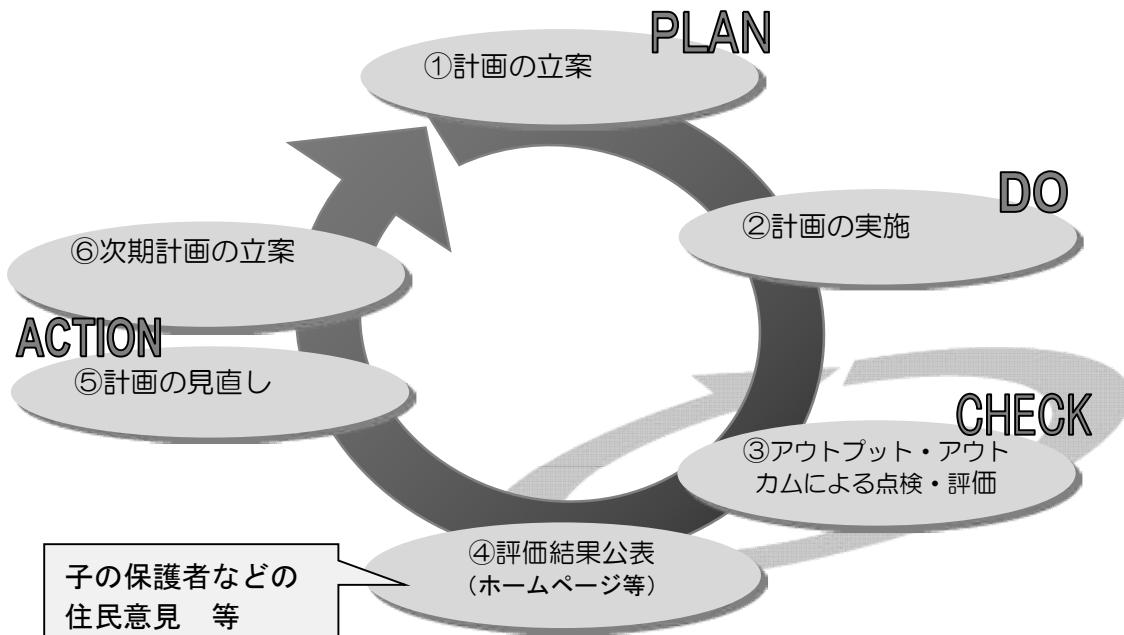
子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

- 労働環境の整備

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。（国の基本指針より・自治体での方針を明記）
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編（案）

資料1 施策一覧（案・未定）

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

資料3 計画策定の経緯（案）

資料4 計画策定組織について（案）

資料5 用語解説（案）

*資料編に関しては、全て案で、未定です。

資料1 施策一覧（案・未定）

子育て支援事業の一覧

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

資料3 計画策定の経緯（イメージ）

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における保護者の就労状況等のアンケート調査実施
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回村上市社会福祉審議会開催 【議事】<ul style="list-style-type: none"> ・村上市版子ども・子育て会議について
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回村上市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】<ul style="list-style-type: none"> ・村上市版子ども・子育て会議について 【資料】<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の概要 ・村上市版子ども・子育て会議について
平成 26 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回（通算第0回）村上市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援新制度」における村上市の保育所等利用者負担について ・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について ・婚活支援事業について ・参考資料 子ども・子育て支援新制度について（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室作成）

資料4 計画策定組織について（案）

子ども子育て会議委員一覧（平成25年度）

子ども子育て会議委員一覧（平成26年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成25年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成26年度）

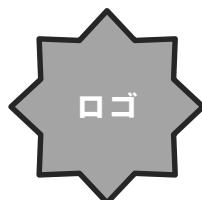
資料5 用語解説（案）

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）

6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）

16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
21	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0 日から満 1 歳未満までの子をいい、幼児は、満 1 歳から小学校就学までの子供のことをいう。

24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一種。
25	保育所	<p>0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所です。（0～6歳までが多いが。）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
26	コンシェルジュ	<p>フランス語でコンシェルジュは本来「集合住宅（アパートマン）の管理人」</p> <p>という程度の意しか持たない単語である。</p> <p>そこから解釈を広げ、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われている。</p> <p>宿泊客のあらゆる要望に応える事をそのモットーとしていることもあり、「（宿泊客の要望に対して）決してNOとは言わない」と言われている。近年はホテルに限らず、</p> <p>ステーションコンシェルジュ（JR）やボーテ・コンシェルジュ（伊勢丹）など、種々の施設で同様の役割を担う人をコンシェルジュと呼ぶような使い方や、サービス体系として「コンシェルジュ・サービス」という呼び方もされている。</p>



村上市

村上市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月

発行 村上市

編集 村上市福祉課

〒958-8501 住所 新潟県村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111 FAX 0254-53-3840

ホームページ <http://www.city.murakami.lg.jp/>

E-mail hoiku@city.murakami.lg.jp